

## 地域密着型通所介護の創設に伴う事業所指定手続きの変更について

### 1. 地域密着型通所介護の創設

介護保険法の改正に伴い、平成 28 年 4 月より利用定員 19 人未満の通所介護事業所は地域密着型サービスに移行し、原則として事業所所在地の被保険者又は事業所所在地に居住する他市区町村住所地特例者だけが利用できることとなる。そのため、地域密着型サービスに関する市条例の改正が必要となるが、1 年間の経過措置により条例改正までの間は、国の基準が市基準とみなされ、市により「みなし指定」された事業所となる。

なお、平成 28 年 3 月末時点で該当事業所を利用中の他市区町村利用者は、4 月以降も継続して利用が可能とされている。

### 2. 移行（みなし指定）予定事業所

市内 13 事業所（詳細は裏面＜参考＞参照）

### 3. 事業所指定（更新）について

市が指定する地域密着型サービスに関しては、介護保険の被保険者等の意見を聴き、これを事業運営に反映させるため、地域包括支援センター運営協議会でのプレゼンテーションと意見聴取を実施してきた。

地域密着型通所介護は都道府県が指定してきた通所介護のうち小規模なものだけを移行したものであり、市区町村の境界に関わらず利用者が利用してきた経緯がある。そこで、従来の指定(更新)手続(1)を(2)のように簡略化して実施したい。

#### (1) 通常地域密着型サービス指定（更新）手続き

- ①事業所からの指定（更新）申請
- ②書類審査及び実地指導
- ③運営協議会でのプレゼンテーションと意見聴取
- ④指定(却下)通知・公示

#### (2) 地域密着型通所介護の場合

- ①事業所からの指定（更新）申請
- ②書類審査及び実地指導
- ③指定(却下)通知・公示
- ④指定(却下)結果の運営協議会への報告

### 4. 隣接市区との協定締結について

隣接市区(三鷹市、小金井市、西東京市、杉並区、練馬区)の被保険者が、新規に武蔵野市内の事業所を利用する際の事業所指定・同意の事務手続を効率化するため、別紙の協定を締結する。

なお、隣接市区以外の被保険者については、個別に指定・同意を行う。

(裏面あり)

## 5. 市条例の改正について

「みなし指定」の経過措置が平成 29 年 3 月 31 日までであるため、平成 28 年度中に市条例を改正する。利用者、利用者家族、地域住民の代表者、市職員などで構成される「運営推進会議」を 6 カ月に 1 回、事業所ごとに開催することが義務付けられるが、地域包括支援センター職員の出席も必須とする等、市独自の基準とする予定。

### <参考>

#### 小規模通所介護 指定件数

平成 24 年度	新規	2 件	更新	1 件
平成 25 年度	新規	2 件	更新	2 件
平成 26 年度	新規	1 件	更新	3 件
平成 27 年度	新規	2 件	更新	3 件

※平成 27 年度は平成 28 年 2 月 1 日現在

#### 地域密着型通所介護 移行予定事業所

件数	事業所名	事業所所在地	定員	指定年月日	指定有効期限年月日
1	北町リハビリデイサービス こころ	吉祥寺北町2-17-6	10	H22.7.1	H28.6.30
2	岡田さんち	吉祥寺東町2-33-5	10	H12.2.1	H32.3.31
3	フィットネスデイ Lispo コトニア吉祥寺店	吉祥寺南町 5-15-10	15	H25.3.1	H31.2.28
4	りすデイサービス 吉祥寺	吉祥寺南町2-38-7	10	H25.5.1	H31.4.30
5	まんてん 吉祥寺	吉祥寺南町5-8-26	10	H26.11.1	H32.10.31
6	稲垣薬局デイサービス吉祥寺	吉祥寺本町1-38-3	13	H20.10.1	H32.9.30
7	介護予防デイサービス あかつき	中町1-24-6-101	15	H23.5.1	H29.4.30
8	たんぼぼりハデイ中町	中町3-23-13	15	H27.8.1	H33.7.31
9	リハビリデイサービス まな	西久保2-18-1	10	H24.8.1	H30.7.31
10	デイサービス どっこいしょ	桜堤1-7-3	11	H22.4.1	H28.3.31
11	リハビリデイサービス ステップぱーとなー 境	境4-4-29	10	H24.12.1	H30.11.30
12	東京ヘルスケア機能訓練センター武蔵境	境南町2-5-12	10	H21.7.1	H33.6.30
13	カタクラケアパートナー武蔵境デイサービス紡	境南町3-13-7	10	H27.3.1	H33.2.28